

# 「ひめの凜」栽培者認定制度改正の概要

## 【主な変更点】

- ・認定を受けた者に限り、「ひめの凜」を栽培することができる旨を明記
- ・認定基準のうち、面積要件を「経過措置の基準」を適用
- ・申請内容・実績報告の内容の簡略化・変更
- ・認定の取消の条件を追加（自家増殖等）
- ・研修会への参加要件を緩和

		現行制度	改正後
認定栽培者		要綱に基づき認定された農業者等を「ひめの凜」認定栽培者という。	要綱に基づき認定された農業者等を「ひめの凜」認定栽培者といい、認定を受けた者に限り、「ひめの凜」を栽培することができる。
認定基準	面積要件	<b>【要件】</b> ①個人：2ha以上 ②グループ（3人以上）：50a以上/戸 <b>【経過措置】</b> ①個人：1ha以上 ②グループ（3人以上）：25a以上/戸 ③JA：平均25a以上/戸（下限10a/戸） ※経過措置はR3年産から適用	経過措置の基準を正式に適用 ①個人：1ha以上 ②グループ（3人以上）：25a以上/戸 ③JA：平均25a以上/戸（下限10a/戸）
	栽培基準	①原則6月22日までに移植（標高100m以上は原則6月15日） ②穂肥診断に基づいた施肥管理 ③基幹防除（種子消毒、育苗箱施用、本田防除）	同左
出荷基準	①ふるい目1.85mm以上 ②美味しさ基準、仕分け・販売ガイドラインの遵守	①ふるい目1.85mm以上 ② <b>プレミアムクオリティ基準</b> 、仕分け・販売ガイドラインの遵守	
申請手続関係	①認定申請書 ・申請面積、栽培者数、出荷・販売先、申請者名簿ほか ②認定審査結果通知 ③変更届出書 ・認定栽培者等の変更、面積の増減ほか ④辞退届出書 ⑤実績報告書 ・作付面積、出荷量、販売先、名簿、栽培記録	①認定申請書の簡略化 ・住所等の簡略化 ②～④は変更なし ⑤ <b>実績報告書の内容の変更</b> ・作付面積、収穫量、名簿の提出 ・販売先は、各自で記録・保管（2年間） ・栽培管理記録は各自で保管（2年間）	
認定審査会	開催する	同左	
認定書の交付	認定栽培者全員に交付	代表者及び希望者に交付	
認定の取消	<b>【取消の要件】</b> ①虚偽の申請 ②実績報告を行わなかったとき ③実績報告を拒否したとき ④制度の運用又はブランド化推進に重大な支障を及ぼす行為があったとき	①～④は変更なし （要件追加） ⑤自家採種を行ったとき ⑥認定栽培者以外に、種子又は苗を有償・無償にかかわらず譲渡したとき	
認定栽培者の責務	<b>【責務】</b> ①研修会等原則参加 ②栽培マニュアルの遵守 ③集荷・仕分け及び販売に関するガイドラインの遵守 ④自家採種を行わない ⑤ひめの凜の認知普及に努める ⑥栽培管理記録・チェックシートの提出 ほか	①研修会への参加を変更 ・県研修会等に原則参加 ・直近3年間のうち、2年以上栽培を行った認定栽培者はオンライン研修会をもって、それに代えることができる。 ②～⑤は同左 ⑥栽培管理記録、チェックシートは自己保管（2年間）	